

4/1から

ひたち野東4丁目地内で

ゾーン30

が始まります！

★ゾーン30とは

生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制などを図る生活道路対策です。

★どの区域が規制の対象となるの？

牛久市ひたち野東4丁目地内の2つの区域が対象となります。詳細は下記地図の斜線部分です。

★ゾーン30が開始されると

速度規制は個々の道路(路線)ごとに実施するのが一般的ですが、「ゾーン30」では、区域を定め

て速度規制を実施することで、対象区域内の道路に30キロの速度規制が適用されることとなります。

罰則(道路交通法第22条第1項、同法第118条第1項第1号・同条第2項)【最高速度】6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金(過失：3カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金)

★いつから始まるの？

平成27年4月1日(水)から、ゾーン30の規制が開始されます。

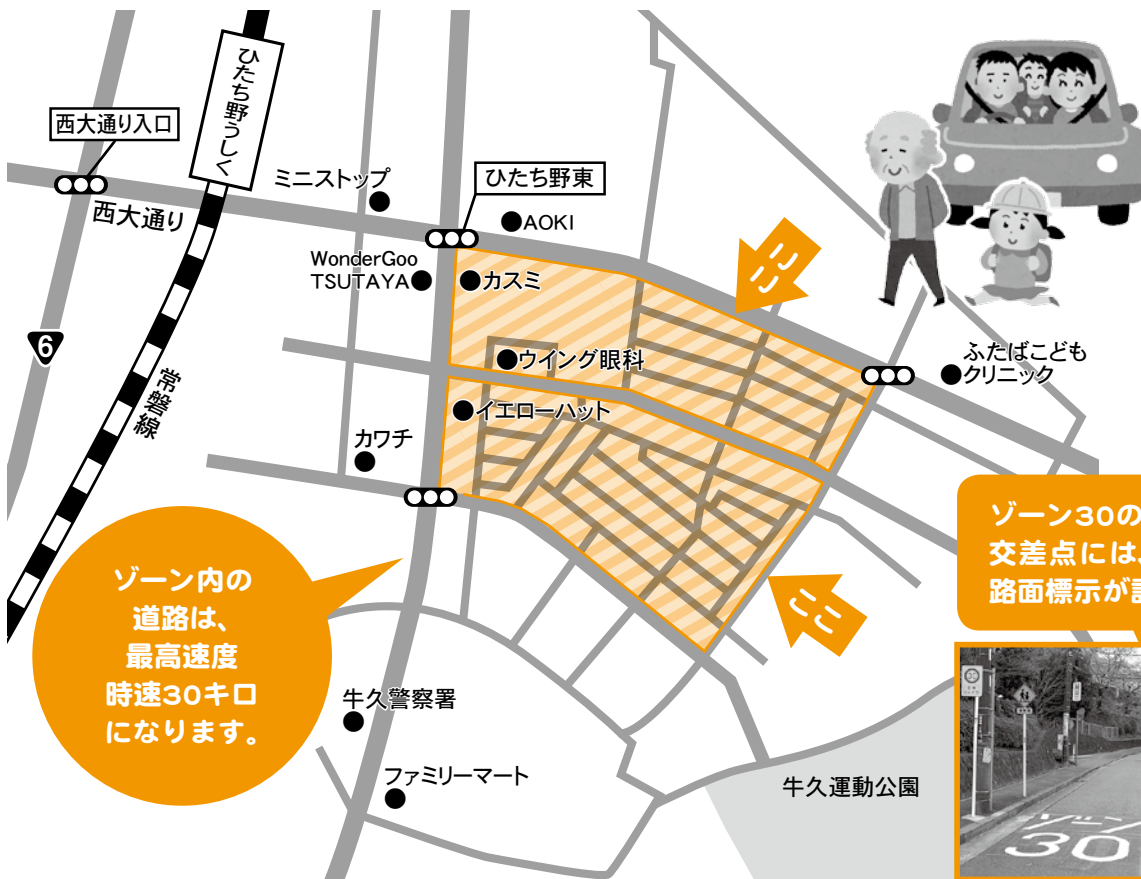
★ドライバーの皆さんへ

ゾーン内を通行する際は、最速時速30キロを守って走行してください。

★交通規制に関する問い合わせ

茨城県牛久警察署交通課 ☎871・0110

ゾーン30が実施される2つの区域は、ここです



ゾーン30の出入口となる交差点には、規制標識と路面標示が設置されます。

ゾーン内の道路は、最高速度時速30キロになります。

